



# 地域共生型太陽光発電導入に向けた 環境省の取組

2022年6月

環境省大臣官房 環境影響評価課

森田 紗世



## 地方創生

地域資源（再エネ）  
による経済活性化、雇用

## 災害時も 安心

再エネ＋蓄電池で、  
停電しない地域

## 快適な 暮らし

電力料金の節約、  
暮らしの質の向上  
（断熱など）

### 発電の収益を地域還元

- 売電収益の一部を、町民の家庭用太陽光設備や断熱リフォームへの補助、公共施設電球のLED化の原資に



### 台風停電時に活躍

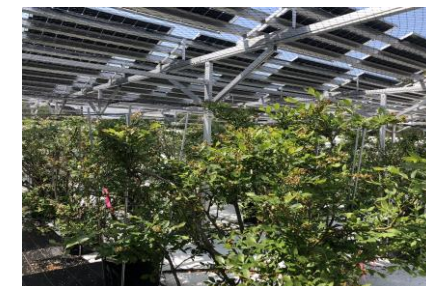
- 「台風15号」の停電下、住民が電力使用できた防災拠点。その温泉施設では、周辺住民（800名以上）へ温水シャワー・トイレを無料提供。



（出典：ANN NEWS）

### 既存産業の収益性向上

- 牧場に営農型太陽光発電を導入し、牛舎設備の電力として自家消費することで、電力コスト削減



# 地域共生型の再エネ導入の推進

- 再エネの最大限の導入のためには、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを増やすことが重要。

## 環境省は、地域共生型の再エネ導入を支援

- ・ 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成
- ・ 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- ・ 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献



### 環境省による取組

- ・ 改正温対法に基づく再エネ促進区域（地域脱炭素化促進事業）の運用に関する支援を実施
- ・ 環境アセスメント制度により、地域共生型の事業計画の立案を促進
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地域共生型再エネ導入加速化支援パッケージによる支援を実施



ソーラーシェアリングにより既存産業の収益性向上



売電収益を地域の再エネ・省エネ設備への再投資に活用

## 迷惑施設と捉えられる再エネには厳しく対応

- ・ 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- ・ 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



### 環境省による取組

- ・ 環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションの確保。これらが不十分な事業に対し、環境大臣意見を述べる際は厳しく対応（例：埼玉県小川町での事例）
- ・ 各省における、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携



新幹線近くの斜面上部に設置された太陽光発電施設が崩落した事例

※いずれも、環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」より



法面保護工が崩れて流出した事例

※さらに、現在、再エネ発電設備の適切な導入及び管理のあり方に関して、各省と連携して検討会を設置し、議論を進めているところ。



# 太陽光発電事業にかかる環境影響評価制度

◆ 2019年4月中央環境審議会答申において、太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について以下の内容が示された。

## ①基本的考え方

- 大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象とすべき。
- 法対象とならない規模の事業は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で条例アセスの対象とすることが考えられる。
- 条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的に簡易なアセスを促すべき。

## ②規模要件、地域特性

- 規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力（交流）を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準（一種100ha・二種75ha）、面積と出力の関係を踏まえ、一種4万kw・二種3万kw（交流側）を規模要件とする。
- 太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う（森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要）。



◆ 中環審答申を踏まえ、以下のとおり制度化。

| 区 分                          | 対 象                                                                 |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 環境影響評価法<br>令和2年4月から対象事業化     | 第一種：40MW（4万kW）以上の太陽光発電事業<br>第二種：30MW（3万kW）以上40MW（4万kW）未満の太陽光発電事業    |
| 地方公共団体の定める<br>環境影響評価条例       | 地方公共団体の定める対象要件による                                                   |
| 太陽光発電の環境配慮ガイドライン<br>令和2年3月公表 | 環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用太陽光発電施設（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く） |

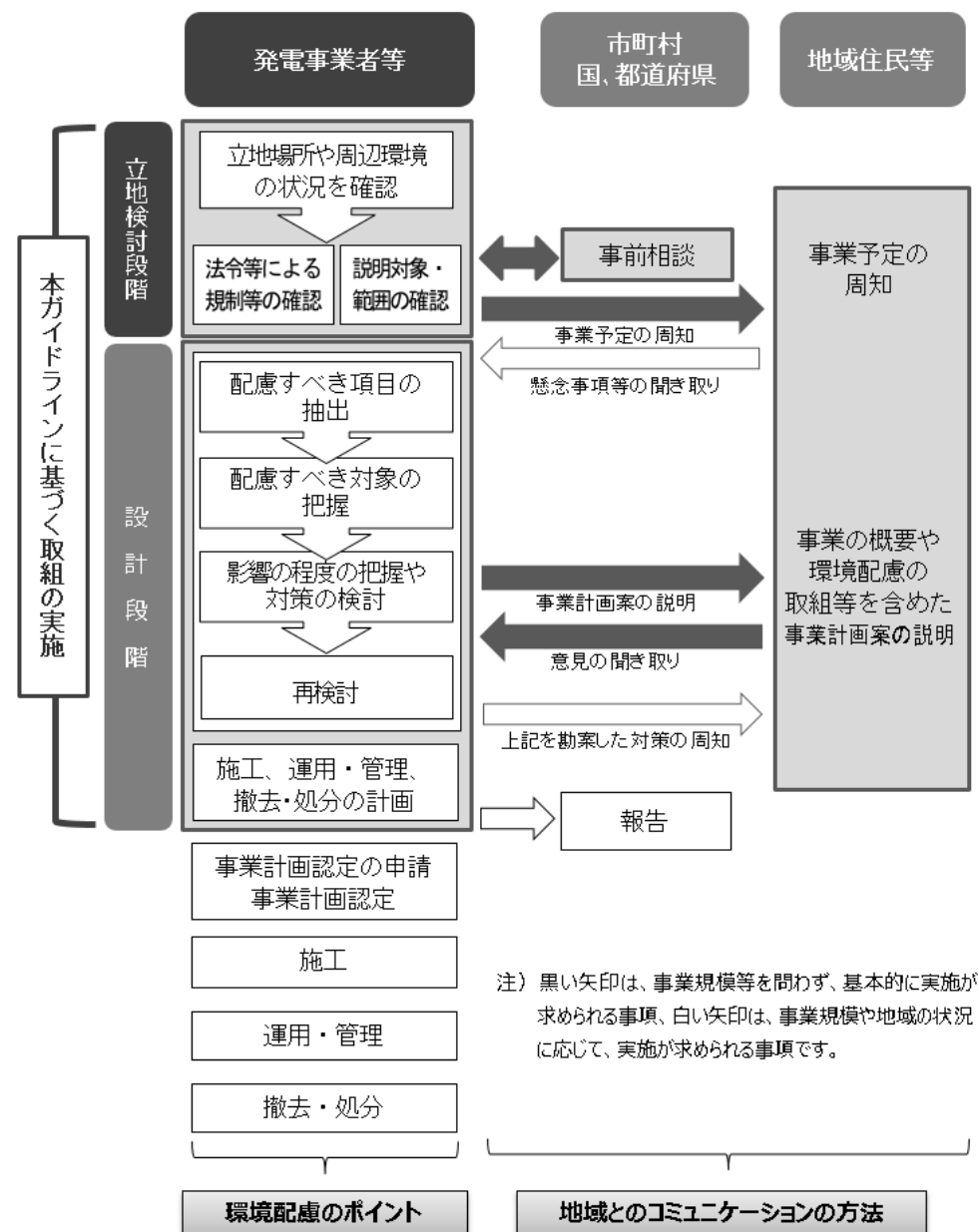
# 太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月公表)

## 趣旨

- 太陽光発電の急速な普及に伴い、地域とトラブルになる事例が増加。
- 多くのトラブル事例では、環境配慮や地域とのコミュニケーションが十分でないことが要因。
- このため、アセス法や条例の対象とならない事業について、発電事業者や設計・施工に関わる様々な立場の方において、地域とのコミュニケーションを図りつつ、自主的な環境配慮の取組みを実施することを促進するため、ガイドラインを作成。
- 環境に配慮した太陽光発電の導入により、地域の理解を促進、円滑な普及促進を目指す。

## 構成

- 小規模事業者においても、事業者が自ら環境配慮に取り組めるよう、わかりやすい簡易なチェックシートを作成し、チェックシートに沿って環境影響の把握や必要な取組を端的に把握できるよう工夫。
- チェックシートは、地域とのコミュニケーションにおいて、自らの環境配慮の取組を説明する際にも活用可能。



# 太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

## 背景

- 太陽電池発電所は、新たに山林を開発して設置されるものから、造成地などの既に人為的に改変された場所に設置されるものまで、多様な立地がみられる。
- このうち、造成地やゴルフ場跡地等の開発済みの土地については、事業特性や地域特性に応じた環境影響評価項目の絞り込みが十分に浸透していない。
- このため、事業者の参考となるよう、環境影響評価の合理化に関する考え方を示すガイドラインを作成し、メリハリのあるアセスを促す。
- ガイドラインとして取りまとめ、令和3年6月末に公表。



## 概要

- 環境影響評価の項目は、一般的な事業内容想定して定められた参考項目（発電所アセス省令※別表第五）を勘案しつつ、事業特性や地域特性を踏まえて選定されることとなっている。
- 造成地やゴルフ場跡地において、土地の造成等を行わない場合、
  - 造成工事に係る環境影響として設定された参考項目等は選定不要と整理した。
  - その他の項目についても、個別に合理化の考え方を整理した。

造成地に係る環境影響評価の項目の選定の考え方

| 環境要素の区分                                      | 影響要因の区分            |                    |                    | 工事の実施        |             | 土地又は建築物の計画・整備 |             |
|----------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|-------------|---------------|-------------|
|                                              | 大気・騒音・振動           | 水質・水               | 地形・地質・地盤           | ①土地造成等の計画・整備 | ②建築物等の計画・整備 | ③土地造成等の計画・整備  | ④建築物等の計画・整備 |
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素   | 大気質、騒音、振動          | 水質、水の量、水質、水の質      | 地形、地質、地盤、地形、地質、地盤  | ※            | ×           | ×             | ×           |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 動物、植物、生態系          | 動物、植物、生態系          | 動物、植物、生態系          | ×            | ×           | ×             | ×           |
| 人と自然との豊かな関係の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素        | 景観、人と自然との関係、人の活動の場 | 景観、人と自然との関係、人の活動の場 | 景観、人と自然との関係、人の活動の場 | ×            | ×           | ×             | ×           |
| 産業・商業活動による環境への影響を調査・評価されるべき環境要素              | 産業・商業活動            | 産業・商業活動            | 産業・商業活動            | ×            | ×           | ×             | ×           |

【凡例】  
 ※ 環境影響評価法（環境影響評価法）において、新たな地形改変（造成工事）や、大規模な樹木の伐採を行わない事業の場合  
 ○ 評価項目として選定を構想する（本ガイドラインの合理化の対象としない）。  
 ※ 基本的に評価項目として選定しないことが可能である。  
 × 評価項目としての選定は不要である。

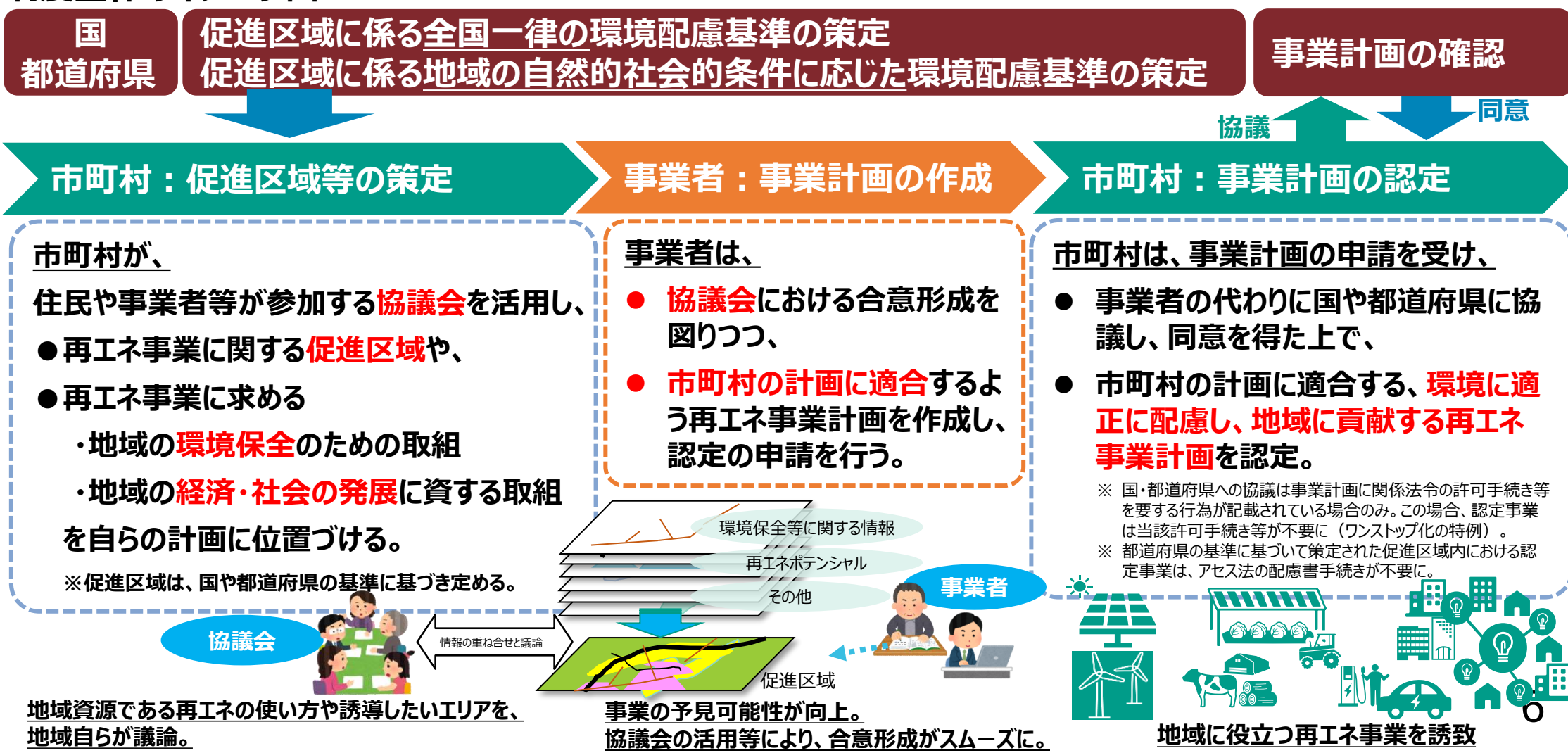
※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

# 温対法に基づく再エネ促進区域の仕組みの概要



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が**再エネ促進区域**や、再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが2022年4月に施行。
- **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネ**を推進。

## 制度全体のイメージ図





# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について



## 政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

## 都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

### ○都道府県＝事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

### ○市町村＝円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

## 事業者による事業計画の申請

## 市町村による事業計画の認定

### 認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

合意形成  
プロセス  
※ 2



住民や関係自治体  
への意見聴取

協議会  
での協議

許可等権  
者への  
協議

援助※ 1  
(計画策定の促進)

※ 1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※ 2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。



# 促進区域の設定に関する基準

- 市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき、促進区域を定める必要がある。
- 国の基準においては、全国一律で促進区域から除外すべき区域などについて規定。

## 国の基準

| 促進区域から除外すべき区域                    |         |
|----------------------------------|---------|
| 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域              | 自然環境保全法 |
| 国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域（①） | 自然公園法   |
| 国指定鳥獣保護区の特別保護地区                  | 鳥獣保護管理法 |
| 生息地等保護区の実施地区                     | 種の保存法   |

| 市町村が考慮すべき区域・事項※ |                      |       |
|-----------------|----------------------|-------|
| 区域              | 国立公園、国定公園（上の表①以外）    | 自然公園法 |
|                 | 生息地等保護区の実施地区         | 種の保存法 |
|                 | 砂防指定地                | 砂防法   |
|                 | 地すべり防止区域             | 地滑防止法 |
|                 | 急傾斜地崩壊危険区域           | 急傾斜地法 |
| 事項              | 保安林であって環境の保全に関するもの   | 森林法   |
|                 | 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 | 種の保存法 |
|                 | 騒音その他生活環境への支障        | —     |

※ 再エネ施設の種類や規模に応じて、**指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる**か、市町村の地方公共団体実行計画に「地域の環境の保全のための取組」として**当該支障を回避するために必要な措置**（再エネ施設の場所や規模等、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）**を定めること**によって、**再エネ施設を整備することができる**。

# 「地域の環境の保全のための取組」について



- **地域の環境の保全のための取組の検討は、促進区域の設定と並行して行うことが重要**である。市町村において促進区域を設定するに当たって、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明しうることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組として適切な措置を市町村が位置付けることにより、事業の実施に際して事業者において適切な所要の措置が講じられることを担保し、これにより環境保全上の支障のおそれが生じないよう措置することが必要である。
- 地域の環境の保全のための取組として規定すべき適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の立案（事業位置・規模、発電設備の配置・構造等の検討や、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられる。

# 都道府県基準の具体例

## - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模太陽光発電施設）



- A県における都道府県基準のイメージ（大規模太陽光発電施設を対象）は以下のとおりです。  
（次ページに続く）

| 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法                                                           |                                                                                  | 適正な配慮のための考え方<br>（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）                                                                                                            |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 収集すべき情報                                                                               | 収集方法                                                                             |                                                                                                                                                                                          |
| 騒音による生活環境への影響           | <ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況★</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること★</li> </ul>                                                      |
| 水の濁りによる影響               | <ul style="list-style-type: none"> <li>取水施設の状況</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>A県県民生活課WEBサイト</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>                                                                                                   |
| 重要な地形及び地質への影響           | <ul style="list-style-type: none"> <li>「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>A県自然保護課WEBサイト</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>（促進区域に当該区域を含む場合）</li> <li>当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>                                                                      |
| 反射光による生活環境への影響          | <ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況★</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> </ul>                                        |
| 植物の重要な種及び重要な群落への影響      | <ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度の高い地域</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。</li> </ul>                                            |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定植物群落</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>当該地の改変を避けた事業計画にすること。</li> </ul>                                                                                                                   |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>巨樹・巨木林</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定対象の改変を避けた事業計画にすること。</li> </ul>                                                                                                                  |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>A県レッドリスト</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方環境事務所に聴取</li> <li>A県自然保護課に聴取</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> </ul> <p>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p> |

★：住宅1軒1軒では無く、住宅がまとまって存在している地域の状況を把握して、適正な配慮のための考え方を設定することを想定。

# 都道府県基準の具体例

## - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模太陽光発電施設）



| 促進区域の設定に<br>当たって考慮すべき<br>環境配慮事項        | 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び<br>その収集方法                          |                                                | 適正な配慮のための考え方<br>(促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、<br>環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)                                                                                    |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        | 収集すべき情報                                                  | 収集方法                                           |                                                                                                                                                                      |
| 動物の重要な種<br>及び注目すべき<br>生息地への影響          | ・ A県指定鳥獣保護区<br>(特別保護地区以外の<br>区域)                         | ・ EADAS<br>・ A県ハンターマップ                         | (促進区域に当該区域を含む場合)<br>・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。                                                                                                                 |
|                                        | ・ 環境省レッドリスト<br>・ A県レッドリスト                                | ・ 地方環境事務所に聴取<br>・ A県自然保護課に聴取                   | ・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。<br>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の<br>生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課<br>に聴取し、促進区域と合わせて示す。                          |
| 地域を特徴づける<br>生態系への影響                    | ・ 自然再生の対象となる区<br>域                                       | ・ EADAS<br>・ 地方環境事務所WEB<br>ページ<br>・ 自然再生協議会に聴取 | ・ 事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。<br>※ 市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協<br>議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。                                                                          |
|                                        | ・ 重要里地里山<br>・ 重要湿地                                       | ・ EADAS<br>・ 地方環境事務所に聴取                        | ・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。<br>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対<br>象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域<br>と合わせて示す。                                  |
| 主要な眺望点及び景<br>観資源並びに<br>主要な眺望景観への<br>影響 | ・ 国立/国定公園、A県立<br>自然公園の利用施設に<br>位置づけられている眺望点<br>・ 長距離自然歩道 | ・ EADAS<br>・ 地方環境事務所に聴取<br>・ A県自然保護課に聴取        | ・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。<br>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる<br>自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な<br>措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて<br>示す。 |
|                                        | ・ A県立自然公園区域の<br>普通地域<br>・ 風致保安林                          | ・ EADAS<br>・ A県自然保護課WEBペー<br>ジ<br>・ A県森林GIS    | (促進区域に当該区域を含む場合)<br>・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調<br>和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。<br>・ 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。                                      |
| 主要な人と自然との触<br>れ合いの活動の場への<br>影響         | ・ 長距離自然歩道<br>・ 保健保安林                                     | ・ A県自然保護課WEBペー<br>ジ<br>・ A県森林GIS               | (促進区域に当該歩道や区域を含む場合)<br>・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画<br>にすること。                                                                                              |
| その他A県が<br>必要と判断するもの                    | ・ 土地の安定性への影響<br>・ 土砂災害警戒区域                               | ・ EADAS<br>・ A県防災情報ポータル                        | (促進区域に当該区域を含む場合)<br>・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。                                                                                                            |



# (参考) 環境アセスメントデータベース「EADAS」の概要

- 再生可能エネルギーに関する情報や、地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上のGISシステムで一元的に提供し、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング等の取り組みや環境アセスメント等の場面における**情報交流・理解促進**を通じて、**合意形成を促進**する。

## 全国環境情報

- 地域の自然環境に関する情報  
(自然公園、重要種の生息情報など)
- 地域の社会環境に関する情報  
(土地利用規制の情報など)

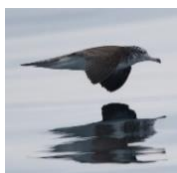
## 再生可能エネルギー情報

- 再生可能エネルギーに関する情報  
(風力・太陽光発電所、送電線など)

## 風力発電の鳥類センシティブティマップ<sup>○</sup>

## 国立公園等インベントリ整備情報

## 情報整備モデル地区環境情報



豊富な情報を一元的に収録

## 環境アセスメント データベース “EADAS”

- ウェブサイト上のGISで閲覧
- パソコン、タブレット、スマートフォンで誰でもアクセス



閲覧・情報の活用

## 地方公共団体

- ・ 地域特性の把握
- ・ 再生可能エネルギー導入適性の把握

## 情報交流-理解促進

## 地域住民・関係者

- ・ 住民、先行利用者、NPOなどの関係者の共通理解の促進

## 情報交流-理解促進

## 再エネ事業者等

- ・ 初期の立地調査や現況調査の効率化
- ・ 立地リスクの低減

# (参考) EADASに収録している地図情報



## ■全国環境情報

### 自然環境に関する情報

#### 大気環境の状況

- 気象観測所
- 大気汚染常時監視測定局
- 自動車騒音常時監視地点

#### 水環境の状況

- 河川
- 湖沼
- 潮汐観測位置
- 波浪観測位置
- 河川の公共用水域水質測定点
- 湖沼の公共用水域水質測定点
- 地下水の公共用水域水質測定点
- 海域の公共用水域水質測定点
- 水浴場水質測定点
- 潮流推算
- 潮汐推算

#### 土壌及び地盤の状況

- 土壌分類図
- 土壌図
- レッド・データ土壌

#### 放射性物質の状況

- 空間線量の測定地点

#### 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地
- 海生哺乳類の分布情報
- 海生爬虫類（ウミガメ産卵地以外の確認情報）
- 魚等の海域別分布情報
- 底生生物の海域別分布情報
- 重要湿地
- 重要里地里山
- 重要野鳥生息地（IBA）
- 生物多様性重要地域（KBA）
- ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）
- EAAFP<sup>(※1)</sup>国内参加地

#### その他の事項

- 雷マップ
- 台風経路図
- 最深積雪

- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000
- ウミガメ産卵地
- 海棲哺乳類確認情報
- 海鳥繁殖地
- 海の重要野鳥生息地（マリーンIBA）
- 重要海域
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域
- 海生生物の重要な生息環境（岩礁域、湧昇域）
- 干潟分布・藻場分布<sup>(※2)</sup>・サンゴ礁分布
- 環日本海エリアのクロロフィルa濃度（2000～2019平均）
- 絶滅危惧種（植物）の分布情報
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林
- 現存植生図（縮尺1/2.5万）
- 現存植生図（縮尺1/2.5万）整備済みメッシュ
- 現存植生図（縮尺1/5万）
- 植生自然度図
- 植生自然度図（自然度9、10）
- 保護林
- 緑の回廊

(※1) 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ  
(※2) 2018-2020年度調査を収録予定

#### 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

- 自然景観資源
- 観光資源
- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- キャンプ場
- 長距離自然歩道
- 海水浴場・潮干狩り場
- 海が見える主要な眺望点
- マリンスポーツ・レジャー
- 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織
- 水産資源に関する情報を有する組織・機関
- スカイスポーツ
- 天文台
- 残したい日本の音風景100選
- 快水浴場百選
- 水源の森百選
- 白砂青松100選
- 美しい日本のむら景観百選
- 日本100名城
- 日本の夕陽百選
- 日本の歴史公園100選
- さくら名所

#### 地形及び地質の状況

- 地形分類図
- 日本の典型地形
- 日本の地形レッドデータ
- 地方公共団体選定の重要な地形・地質
- 赤色立体地図（陸域詳細版）
- 傾斜区分図
- 地上開度
- 水深（500mメッシュ）
- 水深（等深線J-EGG500等）
- 水深（等深線M7000）
- 海底地形図（赤色立体地図）
- 表層地質図
- 表層地質図 断層
- 海底地質図
- 海底の底質
- 島名

### 社会環境に関する情報

#### 人口及び産業の状況

- 人口集中地区（DID）

#### 土地利用の状況

- 土地利用
- 国土画像情報

#### 交通の状況

- 数値地図道路データ（道路分類）
- 数値地図道路データ（幅員区分）
- 船舶通航量
- 道の駅

#### 学校、病院、その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設等

- 学校
- 病院、診療所
- 福祉施設
- 図書館
- 建築物

#### 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

- 利水現況図
- 内水面漁業権
- 上水道関連施設
- 名水100選
- 漁業権
- 魚礁
- 港湾
- 漁港
- 低潮線保全区域
- 航路標識
- 海底ケーブル
- 海底ケーブル区域
- 海底輸送管
- 海上構造物
- 沈船
- 海底障害物
- 指定錨地
- 検疫錨地
- 港則法適用港
- 港則法びよう地
- 海上交通安全法航路
- 港則法航路

#### 廃棄物の状況

- 産業廃棄物処理施設

#### 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域等

- 公共用水域類型区分
- 自然公園区域（国立公園）
- 自然公園区域（国定公園）
- 自然公園区域（都道府県立自然公園）
- 自然環境保全地域（国指定）
- 自然環境保全地域（都道府県指定）
- 近郊緑地保全区域
- 鳥獣保護区（国指定）
- 鳥獣保護区（都道府県指定）
- ラムサール条約湿地
- 生息地等保護区
- 保護水面
- 自然再生事業実施地域
- 世界自然遺産
- 重要文化的景観
- 国指定文化財等
- 都道府県指定文化財
- 埋蔵文化財包蔵地
- 世界文化遺産
- 世界文化遺産候補地
- 景観計画区域
- 景観地区・準景観地区
- 景観重要建造物・樹木
- 歴史的風土保存区域
- 保安林（国有林）
- 保安林（民有林）
- 国有林
- 森林地域<sup>(※3)</sup>
- 国有林
- 保安林（国有林、民有林）
- 保安林（民有林）
- 地域森林計画対象民有林
- 海岸保全区域
- 都市地域<sup>(※3)</sup>
- 市街化区域、市街化調整区域等
- 農業地域<sup>(※3)</sup>
- 都市計画用途地域

(※3) 国土利用計画法による土地利用基本計画に基づいて定められた地域

#### 防災関連情報

- 砂防指定地
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 山地災害危険地区（国有林）
- 山地災害危険地区（民有林直轄事業区域）
- 山地災害危険地区（民有林）
- 土砂災害危険箇所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域（洪水）
- 浸水想定区域（津波）
- 災害履歴図（土地履歴調査）
- 治水地形分類図初版（1976～1978年）
- 治水地形分類図更新版（2007～2019年）
- 経緯線
- 標準地域メッシュ
- 行政区域
- 海岸線からの離岸距離
- 海岸線（有人島）からの離岸距離
- 領海外縁線
- 空港等の周辺区域
- 航空保安無線施設
- 航空管制用レーダー施設
- 気象レーダー設置場所（気象庁）
- レーダー雨量計設置場所（国土交通省）
- 航空自衛隊レーダーサイト
- 自衛隊・米軍基地
- 米軍演習区域
- 自衛隊射撃訓練等海上区域

環境アセスメントデータベース



# (参考) EADASに収録している地図情報



## ■ 再生可能エネルギー情報

### 再生可能エネルギー発電所

- 既設の風力発電所（発電所位置）
- 既設の風力発電設備（風車位置）
- 計画中の風力発電所
- 計画中の太陽電池発電所
- 既設の地熱発電所
- 計画中の地熱発電所
- 事業計画認定情報（FIT認定設備の概略位置）
  - 太陽光発電（2,000kW未満）
  - 太陽光発電（2,000kW以上）
  - 風力発電
  - 水力発電
  - 地熱発電
  - バイオマス発電

### 再生可能エネルギー資源情報

- 日射量マップ
- 風況マップ
- 地熱マップ
  - 地下温度構造（G.L.0m）
  - 地下温度構造（G.L.-500m）
  - 地下温度構造（G.L.-1000m）
  - 地下温度構造（G.L.-1500m）
  - 地下温度構造（G.L.-2000m）
  - 地下温度構造（G.L.-2500m）
  - 地下温度構造（G.L.-3000m）
  - 地下温度構造（G.L.-3500m）
  - 地下温度構造（G.L.-4000m）
  - 地下温度構造（G.L.-4500m）

### 電力系統情報

- 系統マップ

### 再生可能エネルギー施策情報

- 再エネ海域利用法に基づく促進区域
- 海洋再生可能エネルギー実証フィールド
- 情報整備モデル地区
- ソーニング事業（環境省）

## ■ 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ

### 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（陸域版）

- 注意喚起メッシュ
- 重要種
  - イヌワシの分布図
  - チュウヒの分布図
  - サンカノゴイの分布図
  - オオシロシの分布図
  - オシロシの分布図
  - クマタカの分布図
  - オオワシの分布図
  - タンチョウの分布図
  - コウノトリの分布図
- 集団飛来地
- 鳥類の渡りルート
  - 日中の渡りルート
  - 夜間の渡りルート
- その他
  - 猛禽類の渡りの飛翔高度図

### 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（海域版）

- 注意喚起メッシュ
  - 注意喚起メッシュ
  - 申請後データありメッシュ
- 構成要素
  - 保護区等の評価メッシュ
  - 海鳥の集団繁殖地の評価メッシュ
  - 海鳥の洋上分布の評価メッシュ
- 飛行機による海鳥の分布調査
  - 調査範囲
  - 密度分布（全調査回）
  - 密度分布（月別調査）
- 参考資料
  - 船による海鳥の分布調査（調査範囲）
  - 船による海鳥の分布調査（密度分布）
  - 船による海鳥の分布調査（申請後データありメッシュ）

## ■ 国立公園等インベントリ整備情報

### 国立公園等インベントリ整備情報

- 主題図1\_重要種分布図
- 主題図2\_重要な生物群集図
- 主題図3\_重要な視点場図
- 主題図4\_公園計画の見える化図
- 主題図5\_情報GAP図

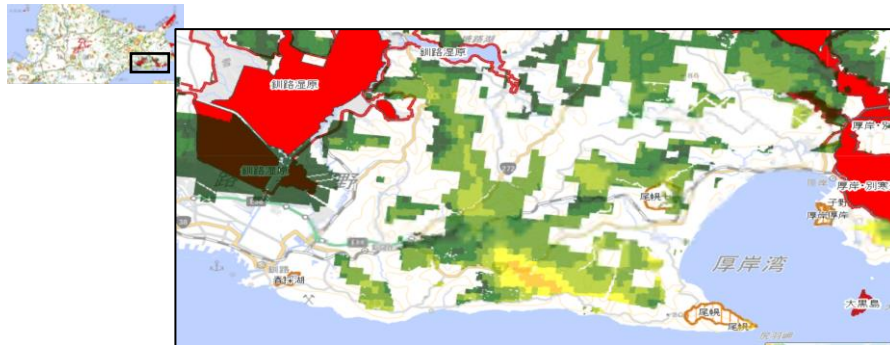


# (参考) 再エネ情報提供システム「REPOS (リーポス)」について

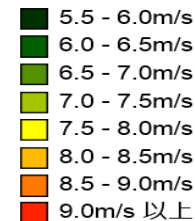
- 環境省は、デジタルで誰でも再エネポテンシャル情報を把握・利活用できるよう、「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS : Renewable Energy Potential System)」を開設。  
<http://www.renewable-energy-potential.env.go.jp/RenewableEnergy/index.html>
- 全国・地域別のポテンシャル (太陽光、風力、中小水力、地熱、地中熱、太陽熱) に加え、導入に当たって配慮すべき地域情報・環境情報 (景観、鳥獣保護区域、国立公園等) やハザードマップも連携表示。
- 任意の区域内のポテンシャル情報の表示など、**促進区域や再エネ目標設定を支援するツールを実装。**

## 特徴 1

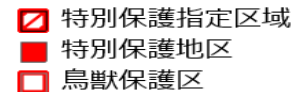
### 地域情報・環境情報と統合 (環境影響情報サイトと自動連携)



#### 陸上風力 (地上高80m)

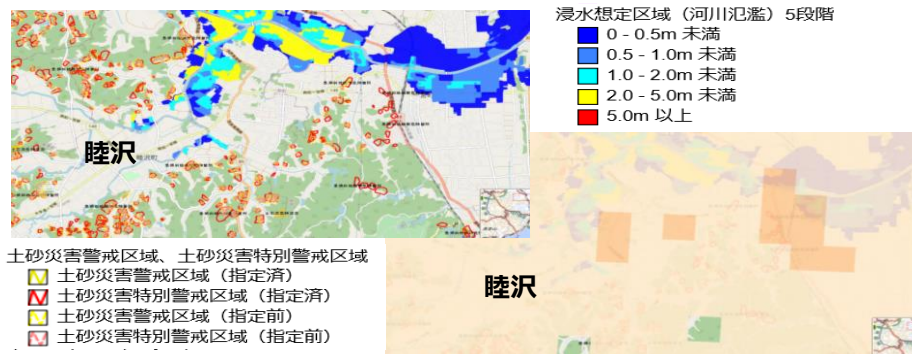


#### 国指定鳥獣保護区

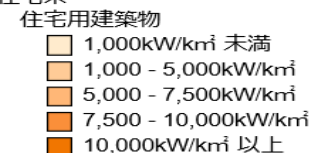


## 特徴 3

### ポテンシャル情報と防災情報も重ね合わせて表示

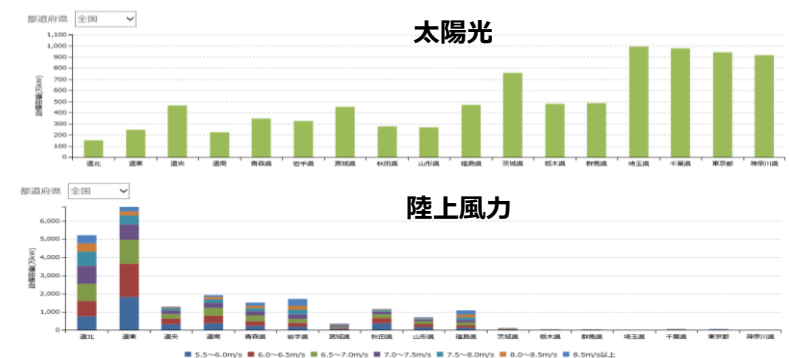


#### 住宅系



## 特徴 2

### 自治体別 (都道府県別、市町村別) にポテンシャル情報を表示



## 特徴 4

### 自治体別 (都道府県別、市町村別) に再エネ導入実績を表示

#### 東京都千代田区 結果表示

| 太陽光                         | 風力 | 中小水力      | 地熱 | 地中熱 |
|-----------------------------|----|-----------|----|-----|
| 導入実績(平成29年度)                |    |           |    |     |
| 太陽光 導入実績<br>(10kW未満)        |    | 101.50 kW |    |     |
| 太陽光 導入実績<br>(10kW以上50kW未満)  |    | 31.80 kW  |    |     |
| 太陽光 導入実績<br>(50kW以上500kW未満) |    | 238.70 kW |    |     |
| 太陽光 導入実績                    |    |           |    |     |



# 地域と取り組む自然共生 – 国際目標30by30の達成 –

- **30by30**とは…2030年までに**陸と海の30%の保全**を目指す目標（G7等で約束）

※我が国は、現在、国立公園等の保護地域により**陸域20.5%、海域13.3%**はカバー済

- **地域の力を結集し、OECMと保護地域で目標達成へ**

- ✓ **OECM※**:保護地域**以外**の**生物多様性保全に貢献している場所**  
※Other Effective area-based Conservation Measures (例 **里地里山、企業の水源地の森**)
- ✓ 環境省が**自然共生サイト**として認定し、**30%に組み込む**
- ✓ 認定により**企業価値の向上**や**交流人口の増加**を通じた**地域活性化**や**土地の管理の促進**（鳥獣管理、里山の手入れ等）につなげる

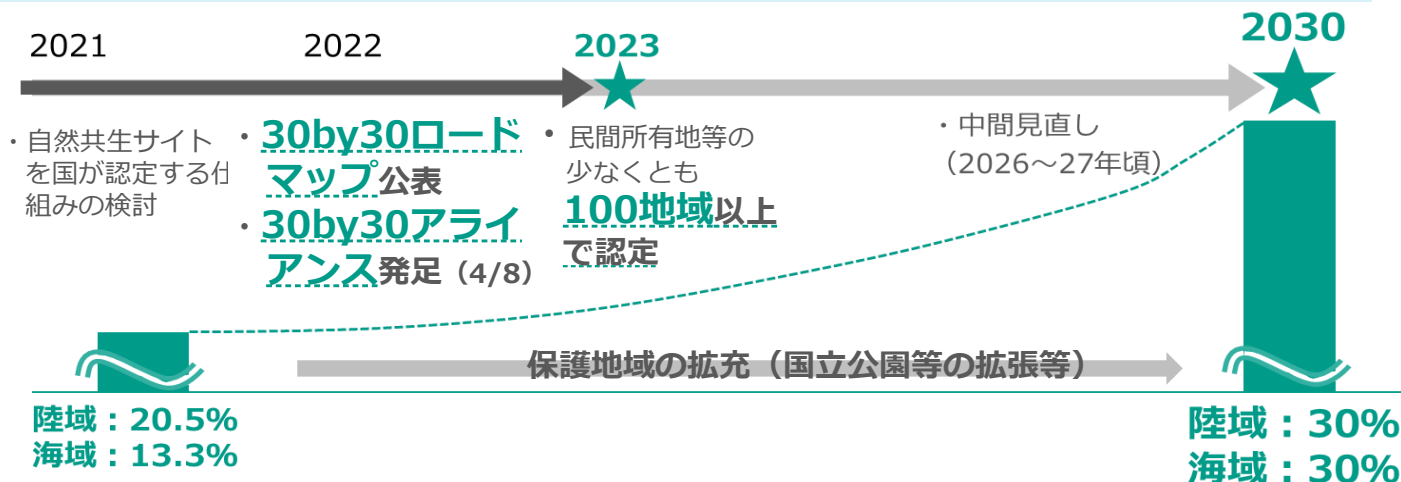


30by30アライアンス ウェブサイト

## 2022年度の取組

- ✓ **自然共生サイト認定の実証事業を開始**（30by30アライアンス参加企業や自治体の協力を得て、環境省が認定する仕組みを**試行**）
- ✓ **企業等が地域を応援しやすくなるインセンティブの検討**

30by30目標達成に向けた取組を**オールジャパン**で進めるための**有志の企業・自治体・団体**（参加者：116団体（4/8現在））



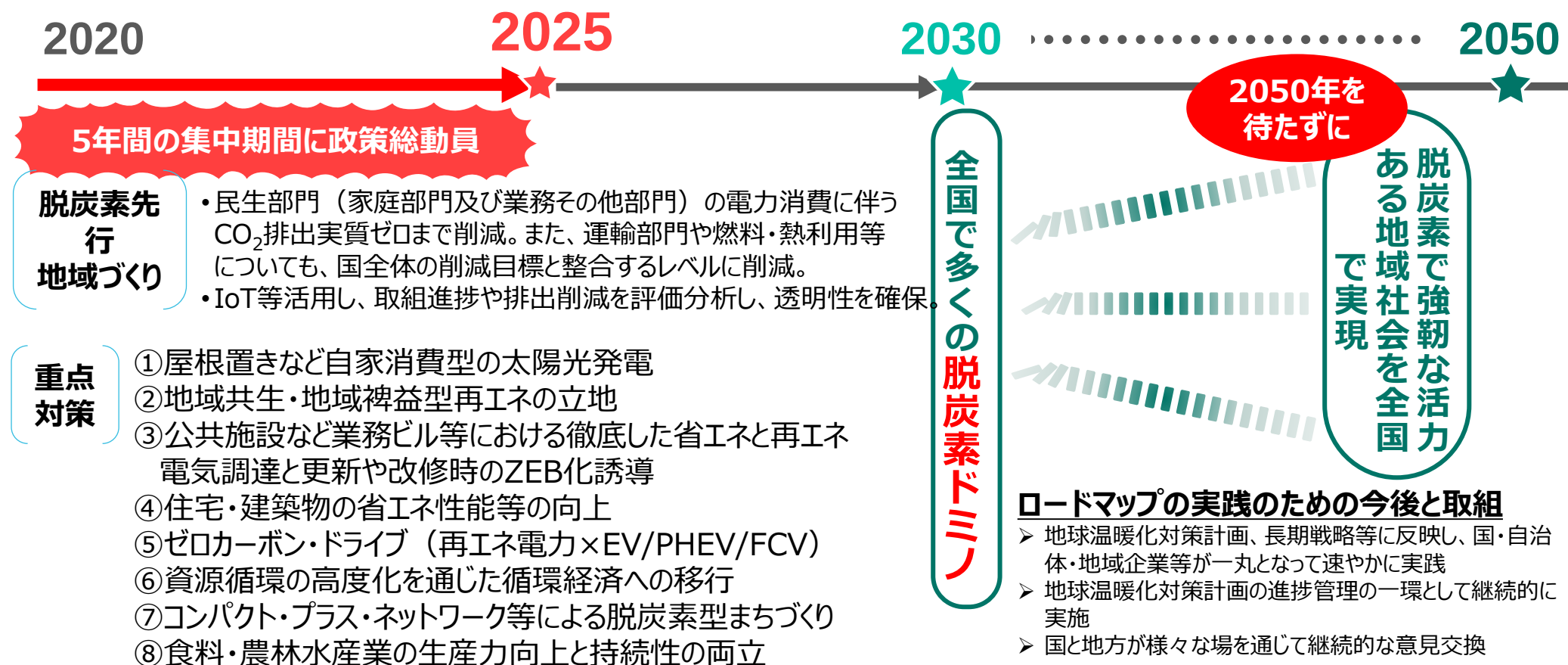
30by30アライアンス ロゴマーク

# 地域脱炭素ロードマップの全体像（脱炭素先行地域づくりと重点対策）

## ■ 今後の5年間に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援

① 2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる

② 全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）



★**基盤的施策** ①継続的・包括的支援 ②ライフスタイルイノベーション ③制度改革

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

## 脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の  
電力需要量

≤

再エネ等の  
電力供給量

+

省エネによる  
電力削減量

## 脱炭素先行地域の範囲の類型

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 住生活エリア     | 住宅街・団地                       |
| ビジネス・商業エリア | 中心市街地（大都市、地方都市）<br>大学キャンパスなど |
| 自然エリア      | 農山村、漁村、離島、観光エリア・自然公園         |
| 施設群        | 公的施設群等                       |

1月25日～ 2月21日 第1回選定の募集実施  
4月26日 脱炭素先行地域を選定、公表  
以降、**年2回程度、2025年度まで募集実施**

- ※地方自治体の提案を支援するため、ガイドブック等の参考資料を公表  
<http://www.env.go.jp/policy/roadmapcontents/index.html>
- ・ 脱炭素先行地域づくりガイドブック
  - ・ 脱炭素先行地域づくりスタディガイド
  - ・ 電力需要量・再エネ等の電力供給量・省エネによる電力削減量算定方法の例
  - ・ 地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み



# (参考) 脱炭素先行地域第一弾の選定事例～脱炭素ドミノの起点～

- 2030年までにカーボンニュートラルの実現を目指す**脱炭素先行地域を100か所以上**創出し、脱炭素を通じて様々な**地域課題を解決することで、全国に脱炭素ドミノを広げていく**
- 2022年4月26日、脱炭素先行地域**第一弾として26件を選定**。今後も**2025年度まで年2回程度の選定を予定**

## 北海道上士幌町 ～ゼロカーボン上士幌の実現～

- 地域の**新電力**を通じて畜産ふん尿の処理過程で発生するメタンガスを利用した**バイオガス発電**等により、**町全域の家庭・業務ビル等の電力の脱炭素化**を図るとともに、役場庁舎中心に大規模停電などの非常時においても**防災拠点として電力**を確保



酪農施設（搾乳設備）

## 神奈川県横浜市 ～みなとみらい21大都市脱炭素モデル～

- 市営住宅等を活用した**太陽光発電導入**、東北13市町村等から**再エネ電気調達**等様々な手法を活用し、**大規模デマンドレスポンスによる需要調整**をしつつ**みなとみらい21地区**の施設を脱炭素化し、都市間競争力向上



みなとみらい21含む市内沿岸部

## 長野県松本市 ～のりくら高原「ゼロカーボンパーク」～

- 乗鞍高原地区の各施設の屋根等を活用した太陽光導入のほか、**地域主導・地域共生型の小水力発電施設の導入**により脱炭素化し、地域課題を解決
- 薪ストーブ燃料（**木質バイオマス熱利用**）の木材加工・供給等の取組を、**地元の協議会のサポートの下、地域ビジネス**として事業化



乗鞍高原

## 滋賀県米原市・滋賀県 ～ECO VILLAGE構想～

- 耕作放棄地において、**ソーラーシェアリング**を実施するとともに、**AI・IoTを実装した環境配慮型栽培ハウス**（空調等に省CO2設備導入・リユース単管パイプ等）を導入し、公共施設等を脱炭素化することで、農福連携等を推進



環境配慮型栽培ハウスのイメージ

## 兵庫県姫路市 ～姫路城ゼロカーボンキャッスル構想～

- 郊外市有遊休地に**太陽光・蓄電池**を設置し、**世界遺産・国宝「姫路城」を中心とした特別史跡指定区域内等**に再エネ供給を行い**ゼロカーボンキャッスル**を実現し、観光地としての魅力とブランド力向上



姫路城

## 鹿児島県知名町・和泊町 ～ゼロカーボンアイランドおきのえらぶ～

- 沖永良部島の系統末端部の地区において、**再エネ・蓄電池・マイクログリッド**を導入し、**自立分散型電源を確保**することにより、島外からの化石燃料に依存し、台風時の停電など大きなリスクを抱える**離島特有のエネルギー供給の課題解決に貢献**



沖永良部島全景と脱炭素先行地域対象エリア



# (参考) 脱炭素先行地域選定結果 (第1回)



- 共同提案を含め日本全国の102の地方公共団体から79件の計画提案が提出
- 第1回目として、2022年4月26日に、26件を脱炭素先行地域として選定
- 今後も、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を選定することを念頭に、年2回程度の募集と選定を予定

| 都道府県 | 市区町村  | 共同提案者                            |
|------|-------|----------------------------------|
| 北海道  | 石狩市   |                                  |
| 北海道  | 上士幌町  |                                  |
| 北海道  | 鹿追町   |                                  |
| 宮城県  | 東松島市  | 一般社団法人東松島みらいとし機構                 |
| 秋田県  | 秋田県   | 秋田市                              |
| 秋田県  | 大潟村   |                                  |
| 埼玉県  | さいたま市 | 埼玉大学、芝浦工業大学、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社 |
| 神奈川県 | 横浜市   | 一般社団法人横浜みなとみらい21                 |
| 神奈川県 | 川崎市   | 脱炭素アクションみぞのくち推進会議、アマゾンジャパン合同会社   |
| 新潟県  | 佐渡市   | 新潟県                              |
| 長野県  | 松本市   | 大野川区、信州大学                        |
| 静岡県  | 静岡市   |                                  |
| 愛知県  | 名古屋市  | 東邦ガス株式会社                         |

| 都道府県 | 市区町村 | 共同提案者                                                                |
|------|------|----------------------------------------------------------------------|
| 滋賀県  | 米原市  | 滋賀県、ヤンマーホールディングス株式会社                                                 |
| 大阪府  | 堺市   |                                                                      |
| 兵庫県  | 姫路市  | 関西電力株式会社                                                             |
| 兵庫県  | 尼崎市  | 阪神電気鉄道株式会社                                                           |
| 兵庫県  | 淡路市  | 株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社                                                 |
| 鳥取県  | 米子市  | 境港市、ローカルエナジー株式会社、株式会社山陰合同銀行                                          |
| 島根県  | 邑南町  | おおなんきらりエネルギー株式会社                                                     |
| 岡山県  | 真庭市  |                                                                      |
| 岡山県  | 西栗倉村 | 株式会社中国銀行、株式会社エックス都市研究所、テクノ矢崎株式会社                                     |
| 高知県  | 梶原町  |                                                                      |
| 福岡県  | 北九州市 | 直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町 |
| 熊本県  | 球磨村  | 株式会社球磨村森電力、球磨村森林組合                                                   |
| 鹿児島県 | 知名町  | 和泊町、リコー・ジャパン、一般社団法人サステナブル経営推進機構                                      |

# (参考) 地域脱炭素に向けた地方自治体等への財政支援



- 環境省当初予算の**1/3**規模の**1000億円**以上の予算を**重点配分**し、脱炭素事業に意欲的に取り組む**自治体**や民間企業を**積極支援**

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(200億)

- 脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業などの意欲的な脱炭素の取組を複合的かつ複数年度にわたり、**計画的に柔軟に実施することを可能とする総合的な交付金を創設。**

## 地域共生型再エネ導入加速化支援パッケージ(266億)

- 地域共生型の再エネを導入する地方公共団体に対し、計画等策定支援、設備等導入を一気通貫で支援
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に先立ち、**本パッケージにて意欲的な地域を先行支援**

## 民間企業等による意欲的な脱炭素事業等に対する新たな脱炭素出資制度の創設(200億)

## その他の地域脱炭素やライフスタイル関連予算 (370億)

- **地方自治体**が、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、意欲的な脱炭素の取組を複合的かつ複数年度にわたり、計画的に柔軟に実施することを可能とするため、**総合的な交付金を創設**

【令和4年度(初年度) 予算】 **200億円**

## 脱炭素先行地域づくり事業

**交付対象**

脱炭素先行地域づくりに取り組む地方自治体  
(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

**交付率**

原則 2 / 3 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は、一部の設備の交付率を 3 / 4

**支援内容**

再エネ設備、基盤インフラ設備、省CO2等設備等

・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入  
(再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等)

・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入  
(蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等)

・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入  
(ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等)



## 重点対策加速化事業

地域共生型再エネや省エネ住宅など重点対策を加速的に行う地方自治体

2 / 3 ~ 1 / 3、定額

重点対策の組み合わせ等

- ・自家消費型の太陽光発電
- ・地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ・業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導
- ・住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ・ゼロカーボン・ドライブ



# (参考) 地域共生型再エネ導入加速化支援パッケージ

- 地域共生型の再エネを導入する地方公共団体に対し、計画等策定支援、設備等導入を一気通貫で支援
- 地域における温室効果ガスの大幅削減と、地域経済循環の拡大（地域に裨益する形での再エネ事業の推進）、レジリエンス向上を同時実現
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に先立ち、本パッケージにて意欲的な地域を先行支援

【R3補正予算 200億円／R4当初予算 66億円】

